

議会運営委員会

令和5年3月3日午前11時15分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○溝部真紀子	齋藤 文夫
大森恒太郎	嶋田 善行	坂口 徹
奥村 容子		
伴 議長		

2. 理事者出席者

総務部長	西巻 昭男	住民生活部次長	北 典子
------	-------	---------	------

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前11時15分）

署名委員 大森委員、坂口委員

委員長

一般質問終了後、お疲れ様です。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、大森委員、坂口委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いたします。

委員長

本日は、お手元のレジメに記載しておりますとおり、付議予定議案等の取扱いと要望書等の取り扱いについてご協議をいただきたく、議会運営委員会を開催させていただきました。

委員皆さまには、よろしく願いたします。

委員長

はじめに、1. 協議事項、（1）令和5年第1回斑鳩町議会定例会について、①付議予定議案等の取扱いについてを議題とします。

昨日、理事者より、令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）について、1議案を本定例会に追加議案として提出したい旨の依頼がありました。この取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

追加予定議案について理事者より説明をお願いします。

北住民生活部次長。

住民生活
部次長

令和5年2月28日招集の令和5年第1回斑鳩町議会定例会に付議する議案につきまして、1件議案の追加をお願いしたいことから、本日、貴重なお時間をいただきまして、その概要についてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。追加をお願いいたします議案は、令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）についてです。本議案は、令和6年4月開園に向けて準備を進めております斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備につきまして、令和5年3月当初の工事着工予定で進めておりましたが、開発許可手続きの遅延により年度内に予定していた事業の進捗が見込め

ないことから、歳入歳出予算の総額を補正することなく繰越明許費のみの予算補正をお願いするものであります。

その内容は、第3款 民生費 第2項 児童福祉費で、認定こども園整備事業について、繰越明許費7,695万8千円の追加を行うものです。

以上をもちまして、ご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま住民生活部次長から説明がありましたが、議案の取り扱いについて、委員皆さんのご意見をお聞きしていきたいというふうに思います。

嶋田委員。

嶋田委員 この遅延するというのはいつわかったんですか。

住民生活部次長 こちらにつきましては、この開発の許可に伴う相談のほうもさせていただいておりましたけども、今回の議会までの状況の中では、まだ予定どおり進むと聞いておりました。この議会に入りましてから、この許可が、3月中旬ぐらいに入る予定であるというふうなことがわかってまいりましたので、今回こういった形で繰越明許をお願いしたいというふうになったところでございます。

嶋田委員 開園については遅れるということはないんですか。

住民生活部次長 こちらにつきましては、令和5年の3月下旬には着工の見込みでありますので、令和6年の4月の予定通り開園できるように進めてまいります。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 追加議案について取り扱いはどのようにさせていただいたらいいですか。

嶋田委員。

嶋田委員 急遽わかったということなので、追加上程で結構かとは思いますが。

委員長 そうした場合の委員会付託については、通常でしたらさせていただきますけど、ただこれから委員会も開かれますので、付託という形で進めさせていただければと思いますが、どこに付託するのかにつきましてもあわせてご意見をいただければと思うんですが。

嶋田委員。

嶋田委員 これ所管はどこになるんですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 補正予算が単独の内容でございまして、その内容につきましては厚生常任委員会が担当になります。以上です。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 そしたら、厚生常任委員会に付託していただくべきかと思います。

委員長 ただいま、厚生常任委員会に付託をするということでご意見いただきましたが、そういう形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。こちらの議案の取り扱いにつきましては、来週6日、午前9時から全員協議会を開催し、当委員会の結果を報告したうえで、その後再開される本会議で一般質問終了後に上程し、厚生常任委員会に付託をするという形でさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

嶋田委員。

嶋田委員 6日は一般質問ですやろ、そしたら9時から一般質問傍聴に来られる方がいらっしゃいますわね、そこらへん目つぶってあさから全員協議会開くわけ、それとも一般質問終わってから暫時休憩で全協を開いて、再度本会議場で追加上程していただくんか、そこらへんどうなりますねやろ。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 これまでマルシェ等で昨年度も同じような追加上程があったんですけれども、その時には朝から全員協議会を開きまして、なるべく早くということでも、理事者さんには早い目に待機していただいて、終わりましたらあとすぐに9時15分とかそのぐらいの時間から一般質問を始めていただいておりました。こちらのほう途中で休憩をはさんで、ということも可能ではございますけれども、またその間ずっと理事者等の待機もございますので、なるべく全員協議会もお早めに始めていただいて、傍聴者の方には事務局から「急遽、全員協議会開きますのでちょっと遅れます」ということをアナウンスさせていただいて、開催させていただければと思いますけれども、ただ、このあたりの議事運営に関しましては、議会運営委員会のほうでご協議いただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時21分 休憩)

(午前11時22分 再開)

委員長 再開します。

ただいま、議会事務局長からの説明では、一般質問終了後、休憩を取ってという形でも可能だということではありますが、委員さんから一般質問傍聴者の方への配慮というご意見がありましたので、こういった形で進めさせていただくのがいいのか、皆さんのご意見をお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員 追加上程1件やし、付託先を指定だけですので、そう時間かからへんと思うので、9時から全協、その後、一般質問、あとは先ほど委員長おっしゃったような感じで結構かとは思いますが。

委員長 ほかの委員さんもそういう形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたらそういう形で進めさせていただこうというふうに思いますが、委員長報告について、議長のほうから6日については全協は元々開かない予定で、そこで委員長報告をするのではなく、次の最終日の全員協議会の際に委員長報告をするということで確認はさせていただいてますけど、今回追加議案が出たということで、それに対する委員長報告についても最終日でよいのかどうか、その点についてもお諮りしたいと思うんですけど。傍聴者の方への配慮ということを考えて、委員長報告も最終日に回す方が時間的にはいいんですけど、ただ議案の追加の過程のこの議論を全員協議会で報告しておかなくていいのかなということも思いますので、そこらへんご意見お聞かせいただければと思うんですけども。

嶋田委員。

嶋田委員 やはり委員長報告は必要だと思いますけれども、簡単でいいのではないかなど。

委員長 そうしましたら、やはり委員長報告はするべきだということで、簡潔にさせていただくということで、6日の全員協議会の中で本日の件に関しては委員長報告をしていただくということで、全員協議会は朝から開くということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、この議案の取り扱いについては、6日午前9時から全員協議会を開催し、当委員会の結果を報告したうえで、その後に開催される本会議で、一般質問終了後に上程し、厚生常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案等の取り扱いをしていただきますよう、お願いをいたします。

また、本日の議会運営委員会でお二人、理事者に出席していただき、説明していただきましたが、改めて全員協議会を開催する際に出席していただき、説明していただく必要があるのかどうかについて、この点についてもご意見をお聞きかせいただきたいと思えます。

この間、事前審査になってはいけないということで議論を進めてきてますので、経過についてはこういう形で報告していただくのはいいのかなと思えますが、中身については本会議で説明していただいて付託すると、そして付託先の委員会で質疑等をしていただくのが望ましいのかなと思うんですが、そうするとあえて出席していただかなくても。

嶋田委員。

嶋田委員

いつもは慣例では全協でも出席していただいて報告していただくという形をとっていたと思うんですけれども、一般質問の時間の関係もありますんでね、特例とは言いませんけれども、その部分は今回は省略してもいいのでははないかなとは思えます。

委員長

ほかの委員さんもそういう形でよろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは全員協議会では改めて理事者の出席は求めないということで確

認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

そうしましたらそのように進めさせていただきます。

以上で、1. 協議事項、(1) 令和5年第1回斑鳩町議会定例会について、
①付議予定議案等の取扱いについて終わります。

次に、(2)要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに1件の要望書をお受けしております。この取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

まず、この文書を受けた経緯について、簡単に事務局から説明願います。

佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、2月20日の議会運営委員会の後、届きました「介護保険制度
改正に関する意見書提出の陳情書」について、その経緯等を報告します。

この文書は、公益社団法人認知症の人と家族の会 代表理事 鈴木森夫
氏、公益社団法人認知症の人と家族の会 奈良県支部代表 屋敷芳子氏から
郵送されてきたもので、2月27日に受け付けしました。

陳情の趣旨は、昨年12月20日、厚生労働省の社会保障審議会介護保険
部会は「介護保険制度の見直しに関する意見書」を公表しました。この意見
書で示された「給付と負担」に関する7項目は、いずれも被保険者の負担が
増え、介護サービス利用が抑制される項目であるとのこと。介護保険制
度のあり方は、住民ばかりでなく、自治体にとっても軽視できないものと推
察されるので、安心できる介護保険制度実現のために意見書を国に提出され
たいとのことでございます。

以上、提出を受けました要望書についての概要でございます。

委員長

ただいま議会事務局から説明がありましたが、この取り扱いについて、委
員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

要望書につきましては、事前配布しておりますので、休憩をとらずに、こ
のまま進めさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、「介護保険制度改正に関する意見書提出の陳情書」について、委員皆様のご意見をお受けします。

嶋田委員。

嶋田委員 読まさせていただきます、なんか政府のあれに対して、全部意見があるということで、最後に7つの意見を付してくれみたいな感じですね。介護保険に関する提言、これは市長会が出されたものです。これも参考資料としてつけられておりますし、介護保険制度の見直しに関する意見の概要もつけられていますので、各議員に配布してそれぞれ勉強していただくということではないかなと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ただいま、嶋田委員のほうから各自で勉強するということで議員配布にとどめてはというご意見でございましたが、ほかのご意見ございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、この件につきましては、議員配布にとどめるということよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのように確認させていただきます。

ただいま議題となっております「介護保険制度改正に関する意見書提出の陳情書」については、各議員に配布にとどめるということで確認しておきま

す。

以上で、（２）要望書等の取扱いについて終わります。

次に、２．その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受け
します。

（ な し ）

委員長 議長から、何かございませんか。

（ な し ）

委員長 事務局から、何かございませんか。

（ な し ）

委員長 それでは、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただき
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

（ 午前 11 時 30 分 閉会 ）